

1 学級規模校の魅力の認知向上に向けた広報支援業務委託仕様書

1 委託業務名

1 学級規模校の魅力の認知向上に向けた広報支援業務（以下「本業務」という。）

2 業務期間

契約締結日から令和9年3月31日までとする。

3 業務の目的

令和6年度に「今後の県立高等学校の在り方に係る基本計画（第2期）」を策定し、その中で、とりわけ教育水準の維持・向上が必要な1学級規模校14校に対しては、県教委として学校魅力化・活性化に向けた支援を行うことを明記するとともに、1学級規模校の魅力づくりのための支援を行っている。

そのため、1学級規模校において、学校の活性化・魅力化に向けた取組が実施されているが、在籍生徒が少ないことなどから一定規模のメリットを活かした教育活動の展開が難しく、学校の活性化が課題となっている一方で、配置されている教職員が少ないことから、学校の特色や魅力ある取組の情報発信を十分に実施できていない状況にある。

また、令和6年度以降、「広島県1学級規模校魅力発信ポータルサイト」（以下「ポータルサイト」という。）を構築し、Web広告等を行ってきた。その結果、Web広告のクリック数は当初の目標を大きく上回って達成しており、一定の成果が出ている一方で、各学校の魅力が十分に伝わるコンテンツとはいえないこと等の課題があり、ポータルサイトを改修する必要がある。

そのため、ポータルサイトの改修やWeb動画広告等といった広報支援を行い、1学級規模校の特色や魅力ある取組の認知向上を図る。

4 主なターゲット

- ・ 広島県内の中学生及びその保護者
- ・ 中学校教職員

5 成果指標

次の指標を満たす提案を行うこと。

ポータルサイト上の各学校に係る魅力・特徴の記載ページについて、滞在時間20秒以上かつ50%地点スクロール率を25%以上

6 業務内容

次の業務内容を基本として、公募型プロポーザルによる提案を踏まえて決定する。

(1) ポータルサイトの改修、運用及び保守管理等

Web動画広告のランディングページ（以下「LP」という。）として構築したポータルサイトの改修、運用及び保守管理を行う。

【参考】「広島県1学級規模校魅力発信ポータルサイト」

<https://www.hiroshima-miryoku.net/>

ア ポータルサイトの改修

次の事項に留意し、「5 成果指標」に沿ったポータルサイトの改修を行うこと。

- ・ 発注者及び各学校へのヒアリングや打合せを行うこと
- ・ 現状のポータルサイト上の各学校の魅力・特徴の記載ページについて、各学校の魅力等の記載が主に 50%スクロール地点にあること
- ・ 各学校の魅力・特徴の記載ページに入れ込むコンテンツの量（文字数・画像の大きさ等）をそろえること
- ・ ポータルサイト全体として、各学校の特色や魅力ある取組がより伝わる構成とすること

イ 改修に係る効果検証

Web 動画広告の実施期間中（令和 8 年 8 月から同年 12 月頃までを想定）には、各学校に係る魅力・特徴の記載ページのスクロール率や滞在時間数などを月次レポートとして発注者へ提出するほか、実施終了後には速やかに実施期間全体を通した効果検証を行った上で、次年度に向けた改善提案等を盛り込んだ業務実施報告書及び全体レポートを発注者へ提出すること。

ウ ポータルサイトの運用及び保守管理

運用・保守管理にはポータルサイト内の各種コンテンツの更新を含むこととし、(3)の Web 動画広告の配信開始までに各学校に対して更新事項の有無を確認し、必要な更新を完了させること。

また、ポータルサイトの運用及び保守管理に係る各種要件等は、上記のほか別紙「ポータルサイト運用及び保守管理要件等」による。

(2) Web 動画広告の実施及び効果検証等

ア Web 動画広告の提案及び制作

発注者及び各学校に対して十分なヒアリングや打合せ等を行い、各学校の特色や魅力ある取組を訴求する生徒のリアルな学校生活が見える動画コンテンツの提案及び制作を行う。

なお、昨年度までにおいて制作した広告素材については、発注者から受注者へ事前に提供することとし、各学校が認める場合のみ、当該広告素材の活用も可能とする（制作した学校別の Web 広告素材の種類については「7 1 学級規模校リスト」のとおり。）。

作成に必要な画像や動画等については、完成イメージ等を適宜各学校と共有しながら、各学校の意向を十分に踏まえて各学校から入手することとし、編集・加工（ナレーション、音楽・音楽効果、スーパー・テロップの挿入等を含む）は受注者において行うこと。

イ Web 動画広告の実施

1 学級規模校 14 校について、Web 動画広告による情報発信を実施する。

実施に当たっては、各学校が 7 月から 11 月頃にかけて実施するオープンスクールの周知期間を考慮するとともに、各学校へのヒアリングや打合せ等を通じて、学校ごとのターゲット層に即した広告手法・媒体、実施期間、予算配分等を設定し、適切な KPI の設定（想定クリック数等）と併せて発注者へ提案の上、発注者及び各学校との協議により決定すること。

なお、原則として、LPにはポータルサイトを設定すること。

また、実施に当たっては、不適切なコンテンツの除外設定を行うほか、ブラックリストの活用や掲載先サイトの定期的な確認等により、社会通念上不適切と考えられるサイトへの掲載を排除するよう努めるとともに、不適切サイトへの掲載が認められた場合には直ちに発注者へ報告し、発注者からの対応指示に従うこと。

ウ 効果検証

Web 動画広告の実施期間中には、コンバージョン実績や閲覧・クリック数などを月次レポートとして発注者及び各学校へ提出するほか、実施終了後には速やかに実施期間全体を通じた効果検証を行った上で、KPIの達成状況及び次年度に向けた改善提案等を盛り込んだ業務実施報告書を発注者へ、全体レポートを発注者及び各学校へそれぞれ提出すること。

エ Web 動画広告の電子データ提供に伴うアドバイス

各学校に対してWeb 動画広告の電子データを各学校がHP・SNS等に利活用できるように提供する。また、各学校の要望をヒアリングや打合せ等をした上で、当該電子データを利活用しやすいように微修正・切り貼りなどの提案を行い、当該電子データの利活用に係るアドバイスを行う。

(4) その他の広報支援等

上記(1)～(3)のほか、事業の趣旨や目的に照らして効果的なポータルサイトの機能強化、広報支援手法等があれば、公募型プロポーザルにおいて積極的に提案すること。

7 1 学級規模校リスト

1 学級規模校 14 校のリスト等は次のとおり。

学校名	W e b 動画 広告実施校 (本事業)	令和 7 年度の実施状況	令和 6 年度の実施状況
		制作した広告素材	制作した広告素材
音戸高等学校	全校 実施 予定	Google ディスプレイ 広告用静止画 TikTok 広告用動画	YouTube 広告用動画・コンパニ オンバナー TikTok 広告用動画 Google ディスプレイ 広告用静止画
佐伯高等学校		Google ディスプレイ 広告用静止画 TikTok 広告用動画	—
大柿高等学校		Google ディスプレイ 広告用静止画 TikTok 広告用動画	YouTube 広告用動画・コンパニ オンバナー LINE 広告用静止画
加計高等学校		Google ディスプレイ 広告用静止画 TikTok 広告用動画	YouTube 広告用動画・コンパニ オンバナー Google ディスプレイ 広告用静止画
加計高等学校 芸北分校		Google ディスプレイ 広告用静止画 YouTube 広告用動画	YouTube 広告用動画・コンパニ オンバナー Google ディスプレイ 広告用静止画
向原高等学校		Google ディスプレイ 広告用静止画 YouTube 広告用動画	TikTok 広告用動画 Google ディスプレイ 広告用静止画
上下高等学校		Google ディスプレイ 広告用静止画 TikTok 広告用動画	—
東城高等学校		Google ディスプレイ 広告用静止画 YouTube 広告用動画	YouTube 広告用コンパニオンパナ ー（動画は未作成） Google ディスプレイ 広告用静止画
瀬戸田高等学校		Google ディスプレイ 広告用静止画 YouTube 広告用動画	YouTube 広告用動画・コンパニ オンバナー Google ディスプレイ 広告用静止画
賀茂北高等学校		Google ディスプレイ 広告用静止画 YouTube 広告用動画	Google ディスプレイ 広告用静止画
豊田高等学校		Google ディスプレイ 広告用静止画 YouTube 広告用動画	—
湯来南高等学校		Google ディスプレイ 広告用静止画 TikTok 広告用動画	TikTok 広告用動画 LINE 広告用静止画
西城紫水高等学校		Google ディスプレイ 広告用静止画 YouTube 広告用動画	YouTube 広告用動画・コンパニ オンバナー Google ディスプレイ 広告用静止画
大崎海星高等学校		Google ディスプレイ 広告用静止画 TikTok 広告用動画	TikTok 広告用動画 Google ディスプレイ 広告用静止画

8 スケジュール

本業務の実施スケジュールは下記を基本とし、発注者及び1学級規模校との打合せや進捗状況などを踏まえて適宜見直すこと。

また、Web動画広告の開始・終了時期は全校一律ではなく、各学校の希望と広告素材の制作状況等を踏まえて決定すること。

7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
契約 手続	We b動画 広告の作成	We b動画広告の実施				効果 検証		
		We b動画広告の電子データ提供に伴うアドバイス						
	ポータル サイトの 改修	ポータルサイト保守管理				改修に係る効果検証		

9 実施体制

- (1) 本仕様書に記載した業務内容及びスケジュール等を踏まえ、円滑かつ確実に遂行することができる体制を整備すること。
- (2) 発注者との連絡を密に行い、業務を進め、遅滞なく業務が遂行できるよう人員、体制の確保を行うこと。
- (3) 不明瞭な点や改善の必要性があると認められる場合は、発注者と協議すること。

10 成果品

本業務の成果品として、次の(1)～(7)を提出すること。

- (1) ポータルサイト 電子データ (HTML等)
- (2) ポータルサイト改修に係る月次レポート及び全体レポート 電子データ
- (3) ポータルサイト改修に係る業務実施報告書 電子データ
- (4) Web動画広告 電子データ (動画)
- (5) Web動画広告月次レポート及び全体レポート 電子データ
- (6) Web動画広告業務実施報告書 電子データ
- (7) その他、本事業における制作物

11 契約に関する条件等

- (1) 再委託等の制限

受注者は、本業務の監理業務を第三者に再委託し、または請け負わせてはならない。

受注者は監理業務を除く業務の一部を委託することができるが、その場合は再委託先ごとの業務の内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記のうえ、事前に書面にて報告し、発注者の承諾を得なければならない。

- (2) 業務の履行に関する措置

発注者は本業務（再委託した場合を含む。）の履行につき著しく不適当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを要求することができる。

受注者は、上記要求があったときは、当該要求に係る事項について対応措置を決定し、その結果を要求のあった日から10日以内に発注者に書面で通知しなければならない。

(3) 成果品の利用

本業務による成果品の著作権（著作権法第 27 条及び 28 条規定の権利を含む。）は発注者に帰属するものとし、また、発注者は、本業務の成果品を自ら使用するほか、本業務の趣旨に照らして適正と判断される場合は、第三者に本業務の成果品の使用を許諾できるものとする。

(4) 機密の保持

受注者は、本業務（再委託をした場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、き損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

契約終了後もまた同様とする。

(5) 個人情報の保護

受注者は、本業務（再委託をした場合を含む。）を履行する上で機密情報（及び電磁的記録）を取り扱う場合は、別記「機密情報取扱特記事項」（及び「情報セキュリティに関する特記事項」）を守らなければならない。

(6) その他

- ・ 本仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者の協議により定めるものとする。
- ・ 受注者は発注者と定期的な連絡調整を行いながら円滑に業務を実施することとし、事故等が発生した場合は速やかに報告・協議して適切な対応をとること。

ポータルサイト運用及び保守管理要件等

「広島県 1 学級規模校魅力発信ポータルサイト」（以下「ポータルサイト」という。）の運用及び保守管理に係る各種要件等は、「1 学級規模校の魅力の認知向上に向けた広報支援業務委託仕様書」に記載のほか、本書のとおりとする。

1 サーバ及びソフトウェア等

(1) 利用サーバ

原則として現在のサーバ（さくらインターネット）により維持・管理すること。

(2) ドメインの維持

原則として現在のドメインを維持すること。

(3) ウェブサイト作成・管理ソフトウェア

原則、現在のソフトウェア（WordPress）により維持・管理すること。

(4) 解析ツール

Google Analytics を設定し、ユーザーの動向調査などのデータを集計・分析してレポートを提出すること。

また、「1 学級規模校の魅力の認知向上に向けた広報支援業務委託仕様書」における「5 成果指標」に係る数値を測ることができるようにすること。

(5) その他

ア 提供元の事情等によりサーバ等に変更が生じる場合は、別途発注者と協議すること。

イ 契約変更やサーバ等変更の事由などにより、ドメインの引継ぎ等が生じた場合も管理者移行できるものとし、必要に応じて手続きを行うこと。

2 ポータルサイトの運用要件

(1) 運用要件

ア 障害時やメンテナンス時を除き、24 時間 365 日の連続運用を前提とし、安定的に稼働すること。

イ 対障害性などを十分に考慮すること。

ウ 重要な機器については、停電の際などの予備電源や落雷時等の過電流保護対策などを十分に考慮すること。

エ 原則、1 年に 2 回バックアップ作業を行い、障害が発生した場合は、前回データバックアップ時点までのデータが回復できる状態にしておくこと。なお、バックアップ形式運用については、別途発注者と協議すること。

(2) 運用範囲

ア システム（パッケージ等）の定期的なプログラム修正（操作性の改善や軽微な修正等）を発注者の追加費用なしに行うこと。なお、修正前及び修正後に、発注者に報告すること。

イ システム予防保守（アップデート、セキュリティパッチの適用等を含む。）、障害復旧対応等は受注者が行うこと。なお、対応前及び対応後に、発注者に報告すること。

(3) 運用管理体制

ア 本業務の契約期間を通じた専用サイトに係る運用管理体制は次のとおりとし、それぞれの運用管理者名及び連絡先を届け出ること。

運用管理者	業務内容
主担当者	連絡窓口、運用・保守作業全般の総括を行う。
システム運用・保守担当	安定的なシステム稼働を行うための保守業務を行う。

イ 受注者は、本業務の実施に当たって、発注者と連携を図りながら業務を行うこと。

ウ 不明瞭な点や改善の必要性があると認められる場合は、発注者と協議すること。

(4) データ管理

定期的にデータのバックアップ作業を行い、次のとおりバックアップメディアを適切に管理すること。

データ管理項目	データの管理方法	内 容
バックアップ	定期バックアップの実施	障害発生時の回復目標に対してバックアップ手法を定めること。 バックアップツール等を導入し、年2回（9月、3月）バックアップを行うこと。
	バックアップメディアの管理	バックアップメディアを作成し、適切な場所に保管すること。
リストア		想定される障害について、あらかじめバックアップ媒体からの復旧方法を決定しておくこと。

(5) 障害管理

受注者は、障害（情報セキュリティインシデントを含む）発生を予防するとともに、発生時（又は発生が見込まれる時）には、速やかに発注者に報告し、その緊急度を判断の上、障害発生保守業務（原因調査、応急措置、報告等）を行うこと。

また、再発防止のための方策を示すこと。

(6) 関係業者等との協力

将来的な拡張及び他システムとの連携等において、発注者や関係業者から協力を求められたときは、発注者と協議の上、必要な対応を行うこと。

3 ポータルサイトの保守要件

(1) 保守体制

他社システムを使用する場合は、障害発生時の問題切り分けなど、使用システム内を熟知し、迅速・的確に対応できる体制を維持すること。なお、障害の検知から復旧回復までの時間は1日以内を目安とする。

(2) 対応要件

ア 月～金曜日（祝日を除く）の8時30分から17時15分までの間に生じた障害については、直ちに対応すること。また、この時間外に発生した障害についても、必要な場合は直ちに対応を行うこと。

イ 保守期間中セキュリティホール、ソフトウェアバグ等が発覚した場合は、速やかに必要な措置を講じること。なお、措置前及び措置後に、発注者に報告すること。

(3) 留意事項

ア 適切かつ迅速な保守管理業務の遂行に努めること。

イ 障害対応に係る緊急連絡先を提出すること。また、緊急連絡先に変更があった場合は、速やかに報告すること。

ウ 保守管理業務を行うに当たっては、システムにおいて管理している情報が漏洩しな

いようにすること。

エ 保守管理業務を行うに当たっては、発注者及び関係業者と必要な調整を行い、障害の切り分け等において、協力して問題の解決に当たること。

オ 保守管理業務を行うに当たっては、データのバックアップ、復元等に十分留意すること。

(4) 保守実施計画書等

受注者は、あらかじめ保守実施計画書及び保守実施手順書を作成し、発注者の承認を得ること。

4 セキュリティの考え方

本業務におけるセキュリティの考え方は、次のとおりとする。

(1) 文部科学省「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン(令和7年3月版)」に準拠したシステムを構築すること。

(2) 受注者は、情報セキュリティを確保できる体制を整備し、情報漏洩等のセキュリティ侵害への対策が十分に講じられた作業環境において、本業務に係る作業を実施すること。特に下記については対応を行うこと。

ア システムを構成する機器、ソフトウェア等の脆弱性に関する情報を収集し、セキュリティパッチの適用等適切な対応を行うこと。

イ ウェブサイトの脆弱性診断を年2回(8月、12月)を行うとともに、適切な脆弱性対策を行うこと。

ウ 脆弱性に関する対応を実施した場合、脆弱性情報・対応内容等について随時報告すること。

エ ウェブサイトの管理画面及び管理サーバーへのアクセスのための多段階認証を設定すること。

オ ウェブサイトの管理画面のタイムアウトを適切に設定すること。

カ アクセスログの取得及び監視を行うこと。

(3) 受注者の責に起因する情報セキュリティインシデントが発生するなど、万一の事故があった場合は、速やかに発注者に報告すること。

(4) 受注者は、事業の遂行を通じて知り得た情報を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。